

○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文

改正案		現行																																				
(通信品質の報告) 第七条の五 音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備(電気通信事業法施行規則第二十七条の二第二号イからホまでに掲げるものに限る。)を設置する電気通信事業者(毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に音声伝送役務を提供する者に限る。)は、当該設備を介して提供する音声伝送役務の品質(同号ハに掲げる事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者にあつては、当該事業用電気通信設備を介して提供するファクシミリによる送受信の品質を含む。)について、様式第二十七の三により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。 様式第 27 の 3 (第 7 条の 5 関係)		(通信品質の報告) 第七条の五 音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備(電気通信事業法施行規則第二十七条の二第二号イからホまでに掲げるものに限る。)を設置する電気通信事業者(毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に音声伝送役務を提供する者に限る。)は、当該設備を介して提供する音声伝送役務の品質について、様式第二十七の三により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。 様式第 27 の 3 (第 7 条の 5 関係)																																				
<table><tr><td colspan="2">通信品質の報告</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">事業用電気通信設備の種類</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">事業者名</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">年度当初における音声伝送役務を提供する利用者数</td><td></td></tr><tr><td>接続品質</td><td>満たすべき基準</td><td></td></tr><tr><td></td><td>測定条件及び当該測定条件を選択した理由</td><td></td></tr></table>		通信品質の報告		年 月 日	事業用電気通信設備の種類			事業者名			年度当初における音声伝送役務を提供する利用者数			接続品質	満たすべき基準			測定条件及び当該測定条件を選択した理由		<table><tr><td colspan="2">通信品質の報告</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">事業用電気通信設備の種類</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">事業者名</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">年度当初における音声伝送役務を提供する利用者数</td><td></td></tr><tr><td>接続品質</td><td>満たすべき基準</td><td></td></tr><tr><td></td><td>測定条件及び当該測定条件を選択した理由</td><td></td></tr></table>	通信品質の報告		年 月 日	事業用電気通信設備の種類			事業者名			年度当初における音声伝送役務を提供する利用者数			接続品質	満たすべき基準			測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
通信品質の報告		年 月 日																																				
事業用電気通信設備の種類																																						
事業者名																																						
年度当初における音声伝送役務を提供する利用者数																																						
接続品質	満たすべき基準																																					
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由																																					
通信品質の報告		年 月 日																																				
事業用電気通信設備の種類																																						
事業者名																																						
年度当初における音声伝送役務を提供する利用者数																																						
接続品質	満たすべき基準																																					
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由																																					

	測定結果	
通信品質又は総合品質	満たすべき基準	
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	
ネットワーク品質	満たすべき基準	
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	
フアレクシミリによる送受信の品質	満たすべき基準	
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	

注 1 事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及び P H S 用設備ごとに別葉とすること。

2 「満たすべき基準」の欄は、事業用電気通信設備の種類に応じたものを記載すること。

3 「ネットワーク品質」の欄及び「フアレクシミリによる送受信の品質」の欄は、電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。

	測定結果	
通信品質又は総合品質	満たすべき基準	
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	
ネットワーク品質	満たすべき基準	
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	

注 1 事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及び P H S 用設備ごとに別葉とすること。

2 「満たすべき基準」の欄は、事業用電気通信設備の種類に応じたものを記載すること。

3 「ネットワーク品質」の欄は、電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。

4 各品質については、別に告示で定める条件（測定日時、測定頻度等）に基づき測定し、測定結果を時系列に記載した別紙を添付すること。また、各品質の測定箇所、測定環境・条件等についてネットワーク構成図を記載した別紙を添付すること。	4 各品質については、別に告示で定める条件（測定日時、測定頻度等）に基づき測定し、測定結果を時系列に記載した別紙を添付すること。また、各品質の測定箇所、測定環境・条件等についてネットワーク構成図を記載した別紙を添付すること。
5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。	5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

附 則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行し、報告期限が平成二十八年四月一日以降である報告から適用する。